

# 第3章 災害応急対策計画

第3編  
東南海・南海地震防災対策推進計画編



## 第1節 総 則 （総務部）

### 第1項 推進計画の目的

この計画は、東南海、南海地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成14年法律第92号。以下「法」という。）第6条第1項の規定に基づき、東南海・南海地震、地震防災対策推進地域について、東南海・南海地震に伴い発生する津波からの防護及び円滑な避難の確保に関する事項、東南海・南海地震に関し地震防災上緊急に整備すべき施設等整備に関する事項等を定め、当該地域における地震防災対策の推進を図ることを目的とする。

### 第2項 推進地域

東南海・南海法第3条に基づき、本町全域が推進地域の区域に指定されている。

【平成15年12月17日内閣府告示第288号】

### 第3項 防災関係機関が地震発生時の災害応急対策として行う事務又は業務の大綱

本町の地域に係る地震防災に関し、本町の区域内の公共的団体その他防災上重要な施設の管理者（以下「防災関係機関」という。）の処理すべき事務又は業務の大綱は、第1章第8節「町の実施責任と防災関係機関の業務大綱」に定める。

## 第2節 災害対策本部等の設置等 (総務部)

### 第1項 災害対策本部等の設置

本部長は、東南海・南海地震又は当該地震と判定されうる規模の地震(以下「地震」という)が発生したと判断したときは、災害対策基本法に基づき、直ちにみなべ町災害対策本部及び必要に応じて現地災害対策本部(以下「災害対策本部等」という)を設置し、的確かつ円滑にこれを運営する。

### 第2項 災害対策本部等の組織及び運営

災害対策本部等の組織及び運営は、災害対策基本法、みなべ町災害対策本部条例及びみなべ町災害対策本部規則に定めるところによる。第3章第1編第1節「防災組織計画」による。

### 第3項 災害応急対策要員の参集

#### 1 配備体制

町長は、通常の利用ができない事情等の発生の可能性を勘案し、配備体制及び参集場所等の職員の参集計画を別に定める。第3章第1編第1節「防災組織計画」及び『みなべ町職員地震災害対策初動マニュアル』の定めるところによる。

#### 2 職員の心得

職員は、地震発生後の情報等の収集に積極的に努め、参集に備えるとともに、発災の程度を勘案し、動員命令を待つことなく、自己の判断により定められた場所に参集するよう努める。

参集等については、第3章第1編第1節第2項「動員計画」に定めるところによる。

### 第3節 地震発生時の応急対策等 (各部、関係機関)

#### 第1項 地震発生時の応急対策 (各部、関係機関)

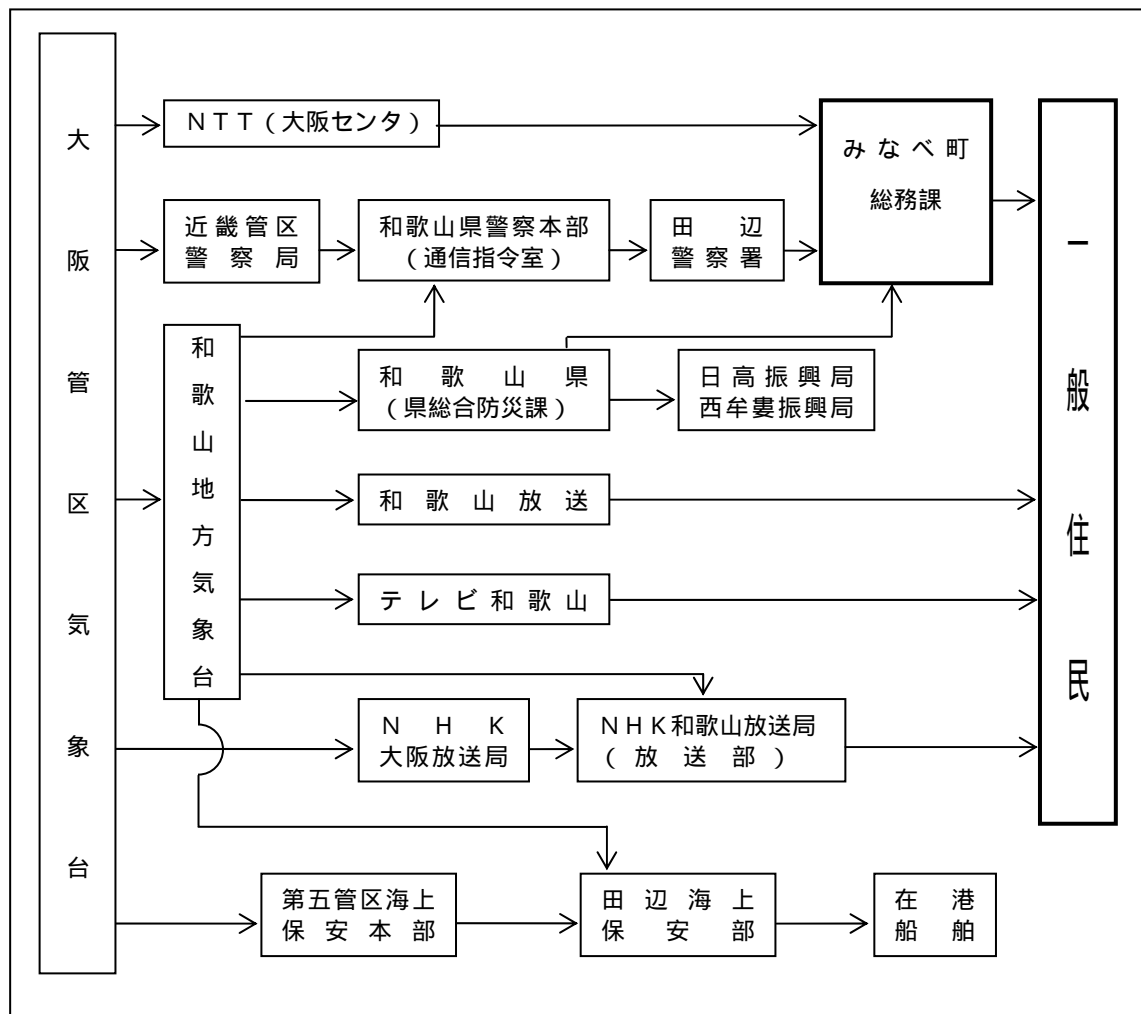
##### 1 情報の収集・伝達 (総務部)

###### (1) 情報の収集・伝達

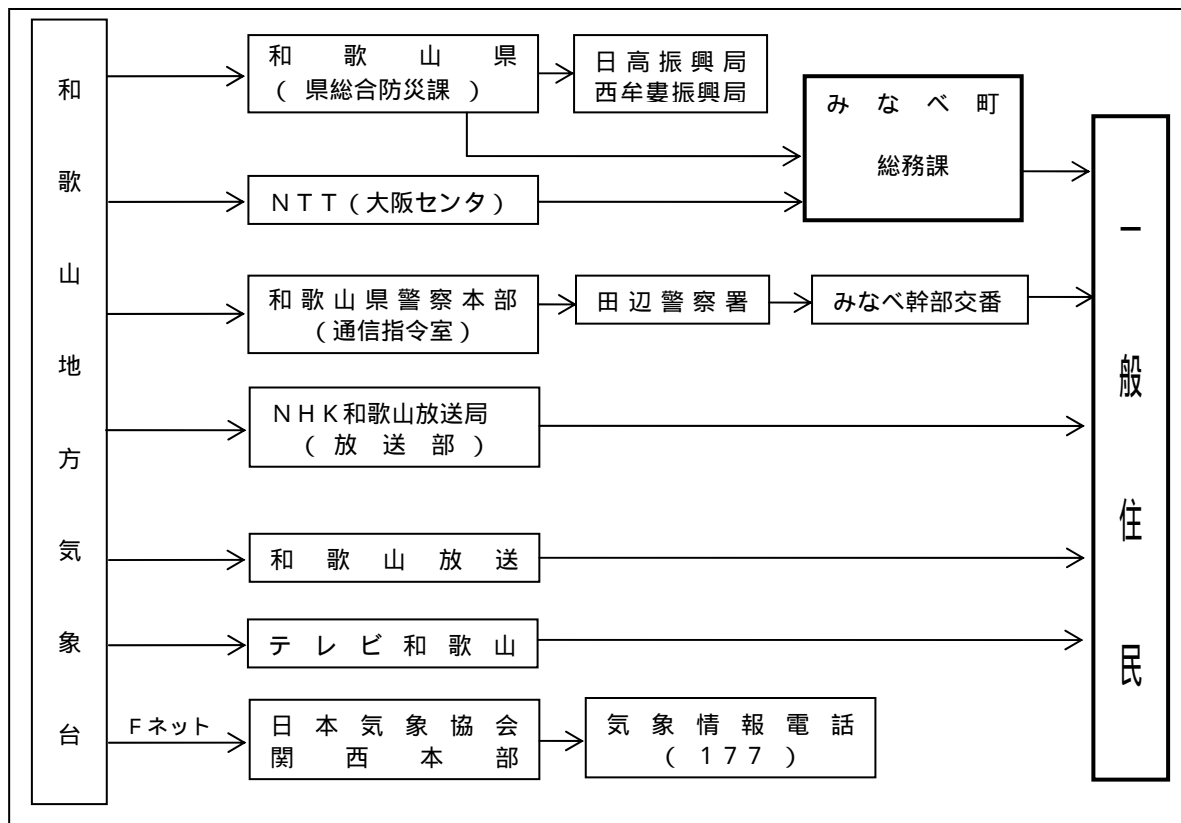
ア 町は、災害の状況及びこれに対してとられた措置に関する情報を収集する。その際、当該地震が、自らの対応力のみでは十分な災害対策を講じることができないような災害となる可能性を考慮し、その規模を把握するための情報を収集するよう留意するとともに、被害の詳細が把握できない状況にあっても、迅速な当該情報の報告に努める。

イ 指定公共機関、指定地方行政機関は、災害情報を収集する。その際、当該災害が国の総合的な災害対策を実施する必要がある大規模災害であると認められるときは、特にその規模の把握のため必要な情報の収集に努める。情報の収集・伝達等については、本地域防災計画第3章第1編第2節「情報計画」による。

津波予報伝達経路図



気象注意報・警報伝達経路図



ウ 本部長は、災害が発生し、又は発生するおそれがあり、住民等の生命及び身体を保護するため必要と認める地域の住民に対し避難の勧告をすることとする。

又、本部長は、避難のための立ち退きを勧告し、若しくは指示し、又は立ち退き先を指示したときは、速やかにその旨を知事に報告する。

【津波の際の勧告基準】

\* 強い地震（震度4程度以上）を感じたとき、又は弱い地震であっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じた時には、町長は、必要と認める場合、海浜にある者、海岸付近の住民等に直ちに海浜から離れ、安全な場所に避難するよう勧告指示することとする。

\* 地震発生後、津波警報が発せられたときには、町長は、海浜にある者、海岸付近の住民等に直ちに海浜から離れ、安全な場所に避難するよう勧告指示することとする。

(2) 避難のための勧告及び指示

ア 本部長は、災害が発生し、又は発生するおそれがあり、住民等の生命及び身体を保護するため必要があるときは、必要と認める地域の住民等に対し避難の勧告をすることとする。又、危険の切迫度及び避難の状況等により急を要するときは避難の指示をすることとする。

イ 本部長は、避難のための立ち退きを勧告し、若しくは指示し、又は立退先を指示したときは、速やかにその旨を知事に報告することとする。

ウ 警察官等は、本部長が避難の指示をすることができないと認めるとき又は本部長から要求のあったときは、町民等に対して避難の指示をすることとする。この場合、警察官等は直ちに避難の指示をした旨を本部長に通知することとする。

エ 災害派遣を命じられた自衛官は、天災等により危険な事態が発生した場合に警察官等がその場にいないときは、その場に居合わせた者に警告を発し、特に急を要する場合は避難をさせることとする。

オ 災害時の通信手段の確保、避難勧告・指示の伝達方法等その他の情報の収集・伝達に関する事項については、第3章第1編第5節第3項「避難計画」及び第3章第2編第2節「情報計画」に定めるところによる。

## 2 施設の緊急点検・巡視等（建設部）

町は、必要に応じて、通信施設、水門等の津波防災施設、公共施設等、特に防災活動の拠点となる公共施設等及び避難場所に指定されている施設の緊急点検・巡視等を実施し、当該施設の被災状況等の把握に努める。

## 3 二次災害の防止（建設部）

町は、地震による危険物施設等における二次災害防止のため、必要に応じた施設の点検・応急措置、関係機関との相互協力等を実施する。

又、土砂災害の防止や倒壊物の飛散による被害の防止、ライフライン復旧時における火災警戒等について、必要な措置をとる。

## 4 救急・救助・消火・医療活動（消防部・住民対策部）

地震により広域かつ甚大な被害が発生する恐れがあることを考慮し、国、県と連携し活動を行うこととする。

地域における医療救護の中核施設となる下記3病院と他の医療関係機関との間で、地域の実情に応じたネットワーク等への連携を図る。詳細は、第3章第1編第5節第9項「医療助産計画」による。

| 地域 | 医療機関名                      | 住所                   | 電話番号         |
|----|----------------------------|----------------------|--------------|
| 御坊 | 国保日高総合病院                   | 御坊市園 116 の 2         | 0738-22-1111 |
| 田辺 | 公立紀南病院                     | 田辺市新庄町 46-70         | 22-5000      |
| 田辺 | 独立行政法人国立病院機構<br>南和歌山医療センター | 田辺市たきない町<br>27 番 1 号 | 26-7050      |

消火活動については、第2章第7節「火災予防計画」及び第3章第1編第3節「消防計画」に定めるところによる。その他については、第3章第5節「り災者の救助保護計画」による。

なお、文化財の被害軽減を図るため、延焼防止のための対策を予め講じることとしその計画については、第2章第12節「文化財災害予防計画」に定めるところによる。

## 5 物資調達（住民対策部）

町は、発災後適切な時期において、町が所有する公的備蓄量、企業との協定等により調達可能な流通備蓄量、他の市町との協定等による調達量について、主な品目別に確認し、その不足分を県に供給要請する。第3章第5節第5項「食料供給計画」及び第7項「物資供給計画」による。

## 6 輸送活動（住民対策部）

地震により広域かつ甚大な被害が発生する恐れがあることを考慮し、国、県、と連携し活動を行うこととする。活動については第3章第15節第2項「輸送計画」に定めるところによる。

## 7 保健衛生・防疫活動（住民対策部）

地震により広域かつ甚大な被害が発生する恐れがあることを考慮し、国、県、と連携し活動を行うこととする。その活動については、第3章第6節「保健衛生計画」に定めるところによる。

## 第2項 資機材、人員等の配備手配（各部）

### 1 物資等の調達手配

(1) 町は、地震発生後に行う災害応急対策に必要な物資、資機材の確保を行う。

| 用途のめやす        | 品目のめやす                     |
|---------------|----------------------------|
| 施設等における障害物の除去 | 重機類                        |
| 情報収集・連絡手段     | 防災行政無線、携帯電話、電話、拡声器、ラジオ、テレビ |
| 事務処理          | 机、椅子、紙、筆記具、パソコン、プリンター、コピー機 |
| 照明、電源         | 発電機、燃料、照明灯、ランプ、懐中電灯、電池     |
| 要員移動手段        | トラック、車両、オートバイ、自転車          |

(2) 町は、県に対して管轄区域内の居住者、公私の団体（以下「居住者等」という。）及び観光客、釣り客やドライバー等（以下「観光客等」という。）に対する応急救護及び地震発生後の被災者救護のため必要な物資等の供給の要請をすることができる。

### 2 人員の配置（住民対策部）

町は、人員の配備状況を県に報告する。又、必要に応じて、県職員等の派遣及び他自治体職員応援派遣あつせん等の措置をとるよう要請する。

### 3 災害応急対策等に必要な資機材及び人員の配置（各部）

(1) 町本部ほか防災関係機関は、地震が発生した場合において、みなべ町地域防災計画に定める災害応急対策及び施設等の応急復旧対策を実施するため、必要な資機材の点検、整備及び配備等の準備を行う。

(2) 機関ごとの具体的な措置内容は、機関ごとに別に定める。

### **第3項 他機関に対する応援要請（総務部）**

#### **1 応援協定の運用**

町は、必要があるときは、応援協定に従い、関係機関に応援を要請する。内容は第3章第1編第18節「相互応援計画」による。

#### **2 自衛隊派遣要請**

町は、必要があるときは、自衛隊に対して派遣要請手順により災害派遣要請を行う。なお、その際には、東南海地震と南海地震の連続発生を考慮した応急対策要員の配置等の対応策についても考慮する。

第3章第16節「自衛隊派遣要請等の計画」により派遣要請を行う。

## 第4節 津波からの防護及び円滑な避難の確保に関する事項

### 第1項 津波からの防護のための施設の整備等（建設部、農林水産部）

- (1) 河川、海岸、漁港の管理者は、津波被害のおそれのある地域において、水門等の自動化・遠隔操作化、防潮堤・堤防の補強等必要な施設整備を推進する。
- (2) 河川、海岸、漁港の管理者は、津波発生時の迅速な対応が可能となるよう、定期的な施設の点検や門扉等閉鎖体制の確立及び閉鎖訓練の実施等、施設管理の徹底を行うこととする。又、門扉等閉鎖手順を定めるにあたっては、水門等の閉鎖に係る操作員の安全管理に配慮する。
- (3) 河川、海岸、漁港の管理者は、地震が発生した場合は直ちに、水門及び閘門の閉鎖、工事中の場合は工事の中断等の措置を講ずる。又、内水排除施設等は、施設の管理上必要な操作を行うための非常用発電装置の整備、点検その他所要の被災防止措置を講じておく。
- (4) 町は、津波により孤立が懸念される地域の漁港等の整備を行うこととし、その整備方針及び計画については、第2章第3節「海岸防災計画」、同第5節「漁港・漁村防災計画」、同第8節「地震防災施設緊急整備計画」に定めるところとする。
- (5) 町は、津波警報等の住民等への迅速な伝達を行うため、防災行政無線の整備等を行うこととする。

### 第2項 津波に関する情報の伝達等（総務部）

津波に関する情報の伝達に係る基本的事項は第3章第2編第2節「情報計画」のとおりとするほか、町は、次の事項にも配慮する。

- (1) 津波に関する情報が、居住者等及び観光客等並びに防災関係機関に対し、正確かつ広範に伝達されること。
- (2) 船舶に対する伝達  
津波注意報・津波警報が発表された場合、県防災無線より、みなべ町防災行政無線に送信され自動通報により、船舶等の住民に対し避難勧告・指示を行う。
- (3) 船舶、漁船等の固定、港外退避などの措置
  - ア 海上交通の安全を確保するために必要に応じた船舶交通の制限及び津波による危険が予想される地域から安全な海域へ船舶を退避させる等の措置を講じることとする。
  - イ 漁船流出による背後住宅への被害を防ぐため、係留環や係船柱の整備を行う。
  - ウ 管轄区域内の被害状況の迅速・確実な把握

### 第3項 避難対策等（総務部、住民対策部、消防部）

#### 1 区域

地震発生時において津波による避難の勧告又は指示の対象となる地区は、次表のとおりである。

なお、町は別に定める基準に基づき、耐震診断等を行い、原則として老人、子ども、病人、障がい者等災害時要援護者の保護のために必要に応じて行う屋内避難に使用する建物を明示する。

又、町は災害救助法の適用となる避難対策について、適切な対応を行うものとするが、帰宅困難者の不安を取り除き社会的混乱を防止するため、徒歩帰宅のための支援策等も講じることとする。第2章第4節「津波予防計画」に定めるところによる。

#### 津波による避難の勧告又は指示の対象となる地区

堺（字森崎、字出口、字袖摺、字道筋、字横浦及び字二川の各区域に限る。）、埴田（字二川谷、字二川平、字見崎、字磯崎、字皆浦、字拝殿、字濱畑、及び字勝栄谷の各区域に限る。）、芝（字松原、字松原添、字岩後及び字棕之本の各区域に限る。）、北道、南道、東吉田（字梅田及び字砂取の各区域に限る。）、気佐藤（字高田、字高田久保、字大年、字井附、字長通、字新殿開、字中砂、字新中通、字下川原、字浜畑、字町筋、字中通及び字新中通の各区域に限る。）、山内（字西魚崎、字東魚崎、字茶屋、字上川原、字下川原、字前川原、字中川原、字外川原、字外新田、字下井、字内川原、字越嶋、字汐入、字榎木段、字垣添、字下湊、字鳥免、字小目津、字大目津泊り、字大目津口、字大目津中、字芦ヶ谷、字千里谷口、字西御所ヶ谷、字片倉口及び字浜の岡の各区域に限る。）、東岩代（字天神谷、字広田、字木場及び字橋之本の区域に限る。）、西岩代（字野添、字尾崎、字赤坂、字結、字西垣内及び字平ノ前の区域に限る。）

#### 2 避難場所の設置

本部は、必要に応じて避難場所を開設する。

避難場所は、あらかじめ別に定める基準に基づき、耐震診断等を行い、原則として老人、子ども、病人、障がい者等災害時要援護者の保護のために必要に応じて行う屋内避難に使用する建物を明示する。

又、本部は災害救助法の適用となる避難対策について、適切な対応を行うものとするが、帰宅困難者の不安を取り除き社会的混乱を防止するため、徒歩帰宅のための支援策等も講じることとする。

#### 3 周知事項

町は、1に掲げる地区ごとに、次の事項について関係地区住民にあらかじめ十分周知を図る。

- (1) 地区の範囲
- (2) 想定される危険の範囲
- (3) 避難場所
- (4) 避難場所に至る経路
- (5) 避難の勧告又は指示の伝達方法

- (6) 避難場所にある設備、物資等及び避難場所において行われる救護の措置等
- (7) その他避難に関する注意事項(集団避難、防火、防犯、持出品、服装、車の使用の禁止等)

#### 4 リ災者支援

本部長は、避難場所を開設した場合は、当該避難場所に必要な設備及び資機材の配備、食料等生活必需品の調達、確保並びに職員の派遣を行う。

#### 5 自主避難

地域の自主防災組織及び施設又は事業所の自衛消防組織は避難の勧告又は指示があったときは、あらかじめ定めた避難計画及びみなべ町災害対策本部の指示に従い、住民、従業員、入場者等の避難誘導のため必要な措置をとる。

#### 6 災害時要援護者等への配慮

他人の介護等を要する者に対しては、支援を行う者の避難に要する時間に配慮しつつ、次の点に留意する。

- (1) 町は、あらかじめ自主防災組織単位に、在宅の老人、乳幼児、障がい者、病人、妊産婦等の避難にあたり他人の介護を要する災害時要援護者の人数及び介護者の有無等の把握に努める。
- (2) 津波の発生のおそれにより、本部長より避難の勧告又は指示が行われたときは、(1)に掲げる者の避難場所までの介護及び担送は、原則として本人の親族又は本人が属する消防団・自主防災組織が指定する者が担当するものとし、本部は自主防災組織を通じて介護又は担送に必要な資機材の提供その他の援助を行う。
- (3) 地震が発生した場合、本部は(1)に掲げる者を収容する施設のうち自ら管理するものについて、収容者等に対し必要な救護を行う。

又本部は、あらかじめ関係事業者と協議して、外国人、出張者等に対する避難誘導等の対応について定める。

#### 7 避難場所における救護

- (1) 本部が避難場所において避難者に対し実施する救護の内容は次のとおりとする。
  - ア 収容施設への収容
  - イ 飲料水、主要食糧及び毛布の供給
  - ウ その他必要な措置
- (2) 本部は(1)に掲げる救護に必要な物資、資機材の調達及び確保を図るため、次の措置をとる。
  - ア 流通在庫の引き渡し等の要請
  - イ 県に対し県及び他の市町が備蓄している物資等の供給要請
  - ウ その他必要な措置

## 8 啓発

町は、居住者等が津波来襲時に的確な避難を行うことができるよう、津波避難に関する意識啓発のための対策を実施する。

第2章第4節「津波予防計画」に定めるところによる。

### 第4項 消防機関等の活動（消防部）

消防機関は、津波からの円滑な避難の確保等のために、次の事項を重点として必要な措置を講ずる。

- (1) 津波警報等の情報の的確な収集・伝達
- (2) 津波からの避難誘導
- (3) 土のう等による応急浸水対策
- (4) 自主防災組織等の津波避難計画作成等に対する指導
- (5) 救助・救急等

第3章第2編第3節「地震消防計画」第4節「水防計画」に定めるところによる。

### 第5項 水道、電気、ガス、通信、放送関係（上下水道部、各事業者）

#### 1 水道

水道事業の管理者については、津波からの円滑な避難を確保するため、水道管の破損等による二次災害を軽減させるための措置を実施する。

計画については、第2章第14節第1項「水道等施設災害予防計画」による。

#### 2 電気

電気事業の管理者（関西電力株式会社）等については、津波から円滑な避難を確保するため、津波警報等の伝達や避難時の照明の確保等が必要なことから、電源供給のための体制確保等必要な措置を講じるとともに、火災等の二次災害の防止に必要な措置に関する広報を実施する。

#### 3 通信

電気通信事業者（西日本電信電話株式会社）は、津波警報等の情報を確実に伝達するために必要な通信を確保するため、電源の確保等の対策を実施する。

#### 4 放送

(1) 放送事業者は、放送が居住者、観光客等への情報の正確かつ迅速な伝達のため不可欠であるため、地震発生時には津波に対する注意喚起に努めるとともに、津波警報等の正確かつ迅速な報道に努めることとする。

(2) 放送事業者は、県、町、防災関連機関と協力して、被害に関する情報、交通に関する情報、避難場所に関する情報、津波に関する情報等、住民の円滑な避難に必要な情報提供に努めるよう留意する。実施内容については、第3章第12節「公共的施設災害応急対策計画」に定めるところによる。

## 第6項 交通対策（総務部、建設部、警察、田辺海上保安部）

### 1 道路

県公安委員会及び道路管理者は、津波来襲により危険度が高いと予想される区間及び避難路としての使用が予定されている区間について状況を把握し、事前の周知措置を講じることとする。

### 2 海上

田辺海上保安部は、海上交通の安全を確保するための必要に応じた船舶交通の制限及び津波による危険が予想される地域から安全な海域へ船舶を退避させる等の措置を講じることとし、港湾管理者及び漁港管理者は、その所管する漁港区域内の航路等について航路障害物が認められる場合は、応急的な除去作業を行うよう努める。

### 3 鉄道

鉄道事業者は、走行路線に津波の発生により危険度が高いと予想される区間がある場合等において、運行の停止、その他運行上の措置を講じる。第3章第1編第9節第2項「鉄道施設災害応急対策計画」による。

### 4 乗客等の避難誘導

一般旅客運送に関する事業者は、列車、駅等に滞在する者の避難誘導計画等を定めることとする。

その活動については、第3章第1編第15節「道路交通輸送計画」による。

## 第7項 町が自ら管理又は運営する施設に関する対策（各部）

### 1 不特定かつ多数の者が出入りする施設

町が管理する庁舎、会館、社会教育施設、社会体育施設、社会福祉施設、図書館、学校等の管理上の措置は概ね次のとおりである。

#### （1）各施設に共通する事項

- ア 津波警報等の入場者等への伝達
- イ 入場者等の安全確保のための退避等の措置
- ウ 施設の防災点検及び設備、備品等の転倒、落下防止措置
- エ 出火防止措置
- オ 水、食料等の備蓄
- カ 消防用設備の点検、整備
- キ 非常用発電装置の整備、防災行政無線、テレビ・ラジオ・コンピュータなど情報を入手するための機器の整備

#### （2）個別事項

- ア 病院、診療所等にあつては、重症患者、新生児等、移動することが不可能又は困難な者の安全確保のための必要な措置
- イ 学校等にあつては当該学校等が町の定める津波避難対象地区にあるときは、避難の安全に関する措置又当該学校等に保護を必要とする生徒等がいる場合これらの者に対する保

#### 護の措置

ウ 社会福祉施設にあっては重度障がい者、高齢者等移動することが不可能又は困難な者の安全の確保のための必要な措置

なお、施設ごとの具体的な措置内容は施設ごとに別に定める。

## 2 災害応急対策の実施上重要な建物に対する措置

### (1) 庁舎等

災害対策本部又はその支部がおかれる庁舎等の管理者は、1の(1)に掲げる措置をとるほか、次に掲げる措置をとる。

又、災害対策本部等を町が管理する施設以外の施設に設置する場合は、その施設の管理者に対し、同様の措置をとるよう協力を要請する。

ア 自家発電装置、可搬式発電機等の整備による非常用電源の確保

イ 無線通信機等通信手段の確保

ウ 災害対策本部開設に必要な資機材及び緊急車両等の確保

### (2) その他

この推進計画に定める避難場所又は応急救護所がおかれる学校、社会教育施設等の管理者は1の(1)又は1の(2)の掲げる措置をとるとともに、町が行う避難場所又は応急救護所の開設に必要な資機材の搬入、配備に協力する。

## 3 工事中の建築等に対する措置

工事中の建築物その他の工作物又は施設については、工事を中断する。

## 第5節 地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備計画（建設部）

施設等の整備は概ね五箇年を目途として行うものとし、具体的な事業施行等に当たっては、施設全体が未完成であっても、一部の完成により相応の効果が発揮されるよう、整備の順序及び方法について考慮する。

又、施設等の整備にあたっては、ソフト対策とハード対策を組み合わせた効果的な対策の実施に考慮する。

- (1) 建築物、構造物等の耐震化を図る。
- (2) 避難地の整備を図る。
- (3) 避難路の整備を図る。
- (4) 消防用施設の整備等を図る。
- (5) 公立の幼稚園、小学校、中学校の改築又は補強を図る。
- (6) 不特定かつ多数の者が利用する公的建造物の改築又は補強を図る。
- (7) 飲料水、電源等の確保のための井戸、貯水槽、水泳プール、非常用食料の備蓄倉庫、自家発電設備その他の施設又は設備の整備を図る。
- (8) 救助用資機材その他の物資の備蓄倉庫の整備を図る。
- (9) 社会福祉施設の改築又は補強を図る。
- (10) 施設の設備の整備を図る。

## 第6節 防災訓練計画（総務部、消防部）

### 1 防災訓練の実施

町及び防災関係機関は、地震防災対策推進計画の熟知、関係機関及び住民の自主防災体制との協調体制の強化を目的として、推進地域に係る大規模な地震を想定した防災訓練を実施する。

- (1) 防災訓練は、少なくとも年1回以上実施する。
  - (2) 防災訓練は、地震発生から津波来襲までの円滑な津波退避のための災害応急対策を中心とする。
  - (3) 町は、自主防災組織等の参加を得て訓練を行う場合には、県に対し、必要に応じて助言と指導を求める。
  - (4) 町は、県、防災関係機関、自主防災組織等と連携して、次のようなより具体的かつ実践的な訓練を行う。
    - ア 要員参集訓練及び本部運営訓練
    - イ 災害時要援護者、滞留旅客等に対する避難誘導訓練
    - ウ 津波警報等の情報収集、伝達訓練
    - エ 災害の発生の状況、避難勧告・指示、自主避難による各避難場所等への避難者の人数等について、迅速かつ的確に県及び防災関係機関に伝達する訓練
- 第2章第19節「防災訓練計画」及び『みなべ町防災訓練実施要綱・みなべ町防災訓練実施要領』により行う。

## 第7節 地震防災上必要な教育及び広報に関する計画（総務部、文教部）

町は、防災関係機関、地域の自主防災組織、事業所等の自衛消防組織と協力して、地震防災上必要な教育、啓発及び広報を推進する。

### 1 町職員に対する教育

地震災害応急対策業務に従事する職員を中心に、地震が発生した場合における地震災害応急対策の円滑な実施を図るため、必要な防災教育を行う。

防災教育は、各課等、各機関で行うものとし、その内容は少なくとも次の事項を含む。

- (1) 東南海・南海地震に伴い発生すると予想される地震動及び津波に関する知識
- (2) 地震・津波に関する一般的な知識
- (3) 地震が発生した場合に具体的にとるべき行動に関する知識
- (4) 職員が果たすべき役割
- (5) 地震防災対策として現在講じられている対策に関する知識
- (6) 今後地震対策として取り組む必要のある課題
- (7) 家庭内での地震防災対策の内容及び知識

### 2 町民等に対する教育

町は、関係機関と協力して、町民等に対する教育を実施する。

防災教育は、地域の実態に応じて地域単位、職場単位等で行うものとし、その内容は、少なくとも次の事項を含む。

なお、その教育方法として、印刷物、ビデオ等の映像、各種集会の実施など地域の実情に合わせた、より具体的な手法により、自助努力を促し地域防災力の向上を図ることに留意しながら、実践的な教育を行う。

- (1) 東南海・南海地震に伴い発生すると予想される地震動及び津波に関する知識
- (2) 地震・津波に関する一般的な知識
- (3) 地震が発生した場合における出火防止、初期消火及び自動車運行の自粛等防災上とるべき行動に関する知識
- (4) 正確な情報の入手の方法
- (5) 防災関係機関が講ずる災害応急対策等の内容
- (6) 各地域における避難対象地区、急傾斜地崩壊危険箇所等に関する知識
- (7) 各地域における避難地及び避難路に関する知識
- (8) 避難生活に関する知識
- (9) 平素住民が実施しうる応急手当、生活必需品の備蓄、家具の固定、出火防止、ブロック塀の倒壊防止等の家庭内対策の内容
- (10) 住宅の耐震診断と必要な耐震改修の内容
- (11) 児童、生徒等に対する教育
- (12) 防災上重要な施設管理者に対する教育
- (13) 自動車運転者に対する教育
- (14) 相談窓口の設置

県及び町は、地震対策の実施上の相談を受けるため必要な窓口を設置するとともに、その旨周知徹底を図る。

なお、東南海・南海地震が数時間から数日の時間差で発生することによる被害を防ぐため、両地震が連続して発生した場合に生じる危険についても周知することとし、住民意識の啓発に努める



